



本宮市の早期復興を口指して! ~「本宮市震災・原子力災害復興計画【第1版】」~

市では、震災と放射線被害から復興するため、その対策の方針と具体的な取り組みを定めた「本宮市震災・原子力災害復興計画【第1版】(平成24年1月)」を策定いたしました。また、放射線の除染について、その具体的な手法や実施時期など詳細を記述した「本宮市除染計画【第1版】(平成23年12月)」を復興計画に組み入れ、復興計画の個別計画と位置付けて、早期除染に向け強力に取り組んでいくこととしています。

復興計画につきましては、「東京電力福島原発放射能被害から市民を守る実行委員会」の皆さまからの意見を始め、本宮市議会や福島大学の先生方からの意見を反映し策定しています。

今後は、今回の第1版に続き、さらに市民の皆さんからご意見をいただく機会を設けながら、いただいたご意見を反映させて第2版、第3版と改正を重ね、より実行性のある計画の策定に努めていきます。市民の皆さんのご協力とご理解をお願いいたします。

復興計画の構成

本宮市震災・原子力災害復興計画【第1版】

I 計画策定の趣旨

II 復興方針

III 市民の心を一つにする市民憲章・市民の歌の制定

《復興計画個別計画》

本宮市除染計画【第1版】

復興計画の公表

復興計画(本冊)は、市のホームページでご覧いただけるほか、市役所、白沢総合支所、中央公民館および白沢公民館でご覧いただけます。

「本宮市震災・原子力災害復興計画【第1版】」〈概要版〉

I 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本太平洋沖地震は、マグニチュード9.0というわが国の地震観測史上最大規模となり、本市においても、地震により家屋、道路、教育施設、上下水道などに甚大な被害を受けました。

また、東京電力福島第一原子力発電所の津波による事故は、広範囲にわたり放射性物質を飛散させ、甚大な環境汚染を引き起す重大事故となっています。こうした災害を一刻も早く乗り切り、市民の笑顔を、そしてふるさと本宮を取り戻すため、全ての市民が思いを共有し、一丸となり復興を進める必要があります。

このため、復興の基本的な考え方とその成し遂げる方策を示す「本宮市震災・原子力災害復興計画」を策定するものです。

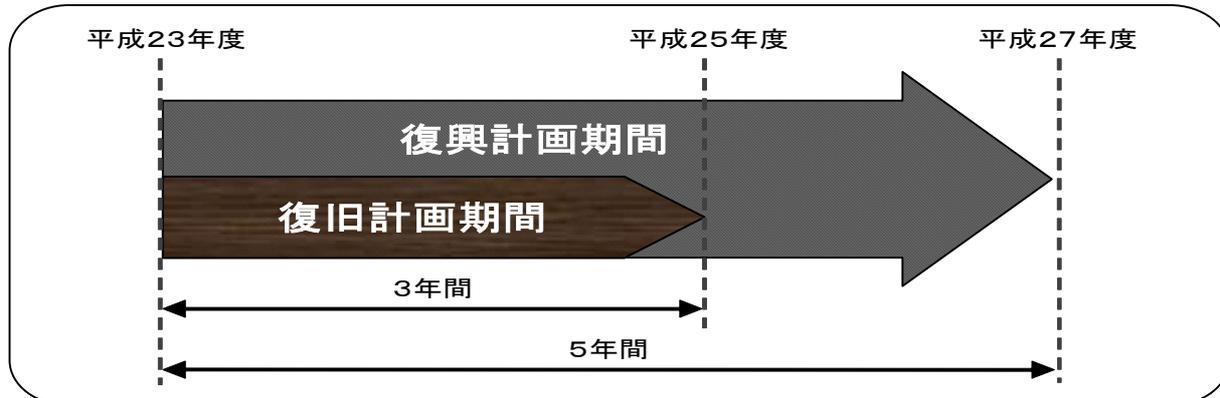
II 復興方針

1. 計画の位置づけ

復興計画は、本宮市第1次総合計画(平成21年度~平成30年度)の基本構想に示す基本理念を踏まえ、将来像および基本目標を実現するため、乗り越えなければならない今回の震災および原子力災害について、早期復興に向けた取り組みを優先課題とし、その対策を示す特別な計画として位置づけます。

2.計画の期間

復興計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間としますが、社会基盤、教育施設などの復旧計画期間については、平成23年度から平成25年度までの3年間とします。



3.計画が目指す復興後のまちの姿

復興の課題と目標を念頭に置いて復興に取り組んでいきますが、私たちのまちが安心して暮らせるまちとして再生し、そしてすべての市民が未来に希望を持ち震災前以上の元気を取り戻すため、復興計画が目指すまちの姿を

『安全と安心を大きな夢につなげる※「福島のへそ」のまち 本宮』 と掲げます。

※本宮市が福島県のほぼ中央に位置し、交通の要衝とされてきたことから、「福島のへそ」のまちとしてPRを展開していくこととしています。

4.復興の目標と施策体系 および 5.復興に向けた取り組み

復興の目標を設定し、乗り越えるべき課題についてその解決および解消の方策を具体的な復興のための施策として取り組んでいきます。

目標・施策	具体的な取り組み
目標1 多様な世代が安全・安心を実感する暮らしの再生	
施策1-1 放射線除染対策	(1) 市内全域の放射線量の把握と開示 (2) 放射線情報等の広報体制の整備 (3) 生活空間における放射線除染の推進 (4) 放射線除染による農地の再生 (5) 水道及び下水道施設の放射線対策 (6) 除染手法の確立と実施体制の整備
施策1-2 健康対策	(1) 放射線の健康に対する正しい知識の普及促進 (2) 放射線による健康不安対策の推進 (3) 市民の心身ケア(ストレス対策)の支援 (4) 長期にわたる市民の健康保持・管理体制の充実
施策1-3 損害賠償対策	(1) 原子力災害損害賠償に関する相談体制の整備 (2) 国、県に対する原子力災害損害賠償の各種対応要請
施策1-4 損壊家屋等撤去対策	(1) 震災による損壊家屋等の解体撤去支援

目標2 地域資源の復旧と産業再生による復興

施策2-1 風評被害対策	(1) 農林畜産物の放射線測定体制の整備 (2) 物産展示会等におけるPRの強化 (3) 観光施設への誘客促進
施策2-2 産業再生対策	(1) 農林畜産物の販路拡大及び販売促進体制の再構築 (2) 企業再生に向けた支援 (3) 企業立地支援の強化
施策2-3 社会基盤・教育施設の復旧整備	(1) 県道(主要地方道)の早期復旧促進 (2) 市道(幹線道路・生活道路)復旧 (3) 水道施設の復旧と耐震化 (4) 下市道の復旧 (5) 教育施設の復旧と耐震化

目標3 交流と連携による復興の推進

施策3-1 安心を生む自治体連携体制の構築	(1) 他自治体との災害支援体制の強化
施策3-2 復興につなげる自治体間交流の推進	(1) さまざまな分野における都市交流の推進

目標4 未来社会の創造につなげる再生可能エネルギーの推進

施策4-1 再生可能エネルギーの推進	(1) 再生可能エネルギーの啓発 (2) 新エネルギーの普及と導入支援 (3) 公共施設への新エネルギーの積極的導入
--------------------	--

6 復興のための財政基盤の構築

本宮市が、今回の震災および原子力災害から早期に復旧および復興を果たすため、健全化計画において新たな財政運営の考え方により財政基盤を構築し、この難局を乗り切ることとします。

【新たな財政基盤の構築】

- (1) 国、県の制度を最大限活用した財源確保
- (2) 原子力災害復興基金(仮称)の創設と効果的な運用
- (3) 財政健全化計画による財政状況の推移の検証と事業の見直し

Ⅲ 市民の心を一つにする市民憲章・市民の歌の制定

1 市民憲章の制定

市民の皆さんの心を一つにし、今回の震災および原子力災害から早期に復旧・復興を果たすため、まちづくりの道しるべとなる「市民憲章」を制定することとします。

2 市民の歌の制定

すべての市民の皆さんが未来に希望を持ち元気を取り戻すことができるように、また、市民の皆さんが親しみをもって歌い継ぎ、郷土愛を深めていただくために、「市民の歌」を制定することとします。

◆問い合わせ先 市長公室 政策推進課 政策推進係
☎ 33-1111 内線 218

本宮市震災・原子力災害復興計画個別計画 本宮市除染計画【第1版】〈概要版〉

1 除染計画の目的

- ◆本除染計画は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）（平成23年法律第110号）に基づいて策定し、効果的な除染の推進により市民の被ばく線量の低減を実現することとしている。
- ◆平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、広範囲に放射性物質が拡散し、生活への不安や風評被害など経済活動に大きな影響をもたらした。
放射能被害は本来、国と東京電力が対処すべき問題であり、国は責任を持って取り組むとしているが、それには相当の時間がかかると考えられ、市では、一日も早く市民の不安を解消するため、市が主体となって市内全域で放射性物質を除去（除染）することとした。
- ◆本除染計画は固定したものではなく、「放射性物質汚染対処特措法」にて示される関係法令および国・県などの方針や、除染方法に係る新たな知見を踏まえ、適宜改訂する。
なお、本除染計画は、本宮市復興計画の除染についての実行計画として位置づける。

2 本宮市の状況

◆放射線量の分布

本市における追加被ばく線量は、文部科学省にて公表した航空機モニタリング調査による放射線量等分布マップにより、全地域が0.23マイクロシーベルト/時以上であり、年間に換算すると1～5ミリシーベルト/年となり、場所によっては0.99マイクロシーベルト/時以上（5ミリシーベルト/年）となっている。

◆今後の見通し

現在における空間線量率は、セシウム134とセシウム137がほぼ全体の約7割と約3割程度と検出されている。半減期は、セシウム134が約2年なのに対し、セシウム137は約30年である。

セシウム134とセシウム137の線量率合計を平成23年4月が1とすると、放射能は2年で約4分の3に減り、30年で約4分の1になる。このため、放射線量率は、単純計算では、今後3年で約2分の1に低下し、その後も時間の経過とともに低下すると考えられる。しかし、その後は半減期の長いセシウム137が主な放射線源となるため、低下する割合は鈍化する。

◆除染の必要性

放射性物質の物理的減衰および風雨などの自然要因による減衰（ウェザリング効果）によって、2年を経過した時点における推定年間被ばく線量は、現時点より約40パーセント減少すると言われているが、平常時より高い空間放射線量にある状況で、市民は健康への影響について大きな不安を抱いている。この不安を早く解消するためには、除染によって放射性物質を取り除く必要があり、除染を早く実施すればするほど被ばく量を減らすことができる。

3 基本方針

本宮市は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる災害からの復興にあたり、除染を対策の軸とし、市内全域を対象に、環境中の放射性物質による追加被ばく線量を、速やかに低減させることを目的として、市が主体となって除染を行うものとする。しかし、行政だけでは市内全域を早急に除染することは難しいことから、行政区やPTA、各種団体との相互協力により、除染を推進する。

4 目標

- ◆今後2年間で、市民の日常生活環境における空間放射線量を市内全域で1マイクロシーベルト/時以下にすることを目指す。
- ◆現在空間放射線量が1マイクロシーベルト/時以下の地域においては、今後2年間で、現在の空間放射線量を60パーセント低減させることを目指す。
- ◆将来的には、追加被ばく線量を、国際放射線防護委員会の基準で一般公衆の線量限度である年間1ミリシーベルト以下にすることを目標とする。

5 計画期間および除染スケジュール

- ◆計画期間は5年とし、重点期間を2年とする。
- ◆中長期的なスケジュールと年毎のスケジュールを定め、作業の進捗状況および新たな除染手法などを考慮し、柔軟に見直す。

6 除染の主体

- ◆国・県・市が管理する土地および工作物などにあつては、それぞれが除染などの措置等を行うものとする。
- ◆上記以外の土地および工作物などにあつては、市が除染等の措置等を行うものとする。

7 除染手法の調査・除染マニュアルの作成

- ◆除染方法については、画一的に定めることはなく、国・県と連携して場所と対象者に合った最適な除染方法を柔軟に採用していく。

- ◆除染ガイドラインの作成は、除染の手法について、国・県・専門家の指導を受けながら作成し、新たな手法の開発に合わせ、適宜改訂する。

8 除染対象ごとの除染方法

- ◆家屋や庭、道路（歩道）、側溝など除染対象ごとに、効果的な除染方法により除染を実施する。
- ◆森林の除染については、長期的な暫定目標として、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること。さらに、除染実施の具体的目標として、2年後までに、一般公衆の推定被ばく線量を約50パーセント減少した状態を目指すことなどを掲げ、住居など近隣における除染を最優先に行い、住民の被ばく線量の低減を図ることとする。
- ◆農地の除染については、生産活動を行う農業者や近隣で生活する者に対する外部被ばくを可能な限り引き下げること並びに農業生産を再開できる条件の回復および安全な農作物の提供を目的とすることを基本目標とする。具体的には、推定年間被ばく線量が20ミリシーベルトを下回っている地域において、2年後までに50パーセント減少、長期的には1ミリシーベルト以下になる程度に空間線量率を引き下げること为目标とする。

9 除染に伴う土砂などの収集・運搬および排水の取扱い

- ◆除染により生じた土砂などは、仮置場まで運ぶ際に飛散しないよう、土のう袋などに入れて運搬する。
- ◆水を用いた除染を行った場合、周囲への拡散を極力抑えつつ大量の水を使用することにより、環境への影響を考慮する必要のないレベルまで放射性物質の量を低くすることができる。

なお、除染を行う際には、排水による周辺環境への影響を極力避けるための工夫として、水を用いる前に、水による除染以外の方法で除去できるものを可能な限り除去してしまうことにより、流出する放射性物質の量を減らすようにする。

10 土砂の保管および仮置場の設置と管理

◆保管場所

国は中間貯蔵施設を3年を目途に設置するため、この間、除染により生じた土砂など（土砂、草木）を仮置場へ保管し、その後中間貯蔵施設へ搬出する。

保管場所については、次の方針により取り扱う。

- ①公共施設等 その敷地内に仮置き保管する。
- ②民地・宅地等 市が指定する仮置場が決定するまでは、除染した敷地内に仮置き保管する。
- ③道路・側溝等 市が指定する仮置場が決定するまでは、地域の承諾を得られ

る場所に一時保管する。

◆保管の方法

地域における一時保管は、放射線の遮へい効果が高い地下埋設方式を原則とする。ただし、地域の実情や除染実施環境を考慮し、土砂などの放射線総量に基づき山積み方法も可能とする。

◆適切な遮へいの実施

安全面を重視し、覆土厚40cmを原則とし、保管場所の敷地境界での放射線量が周辺環境と同水準となる程度まで遮へいを行う。

◆仮置場・一時保管場所の管理

仮置場・一時保管場所の管理は市が行い、定期的に空間線量を測定する。

必要に応じ適切な表示やロープでの囲いの設置などの措置を講じて、人が立ち入らないようにし、埋設した位置や保管の方法を記録し、監視体制を整える。

11 優先度の考え方

除染作業のスケジュールは、以下の2つの視点から安全・安心の緊急度を考慮し、作業の優先度を決定する。ただし、優先度は固定的なものではなく、地域の状況や除染手法の開発に合わせて、柔軟に対応する。

◆市内の空間放射線量

市が行う除染作業は、これまで測定により判明した空間放射線量の高い地域から進めることとする。

ただし、線量が比較的低い地域内でも、公共性が高い施設や、新たな測定により発見された局地的に線量の高い地区などは、優先的に除染する。

◆地域内の土地用途別

一つの地域内では、子どもを中心に市民が長時間滞在する空間で、早急な除染が必要な空間を優先する。

優先度1—学校、保育所等、住宅・住宅宅地、通学路、生活道路、公共広場、公共施設
優先度2—民間施設、その他の道路、里山・土手、農地、山林、河川・水路

12 地域ごとの除染の取り組み

◆本宮市線量低減化活動支援事業

通学路や集会施設などの除染、地域内の放射線量低減を目的とし、高圧洗浄機を用いた洗浄および側溝清掃、草刈りなどに対する支援を行う。各行政区内の通学路や側溝、集水桝などを市民およびPTAなどの協力により除染活動を行う。

◆問い合わせ先 生活福祉部 生活安全課
☎33-1111 内線111

プールの除染に成功!

～和田小の除染実証試験終了～

和田小学校では、プールの除染実証試験が終了し、放射線量を1キログラム当たり10ベクレルの検出限界未満に低減して、プールの水を排水しました。

これは、昨年12月の1カ月間、独立行政法人日本原子力研究開発機構の公募に応じ、採択された「フェロシアン化鉄配合吸着凝集沈殿剤を使用した放射能汚染水浄化システム」を、東京工業大学と特定非営利活動法人再生舎のスタッフが実証試験していたものです。

除染の方法は、プールの水をプラントに集め、そこに顔料として使われているフェロシアン化鉄(紺青)を入れてかき混ぜ、放射性物質を凝集させて沈殿させ、水をろ過するというものです。この結果、期待された放射線量の低減が実現し、生活環境を守ることが確認されました。

なお、和田小学校以外のプールについては、飲料水の放射性セシウムの暫定規制値200ベクレル/kg未満の場合はそのまま放流し、それを超える場合は除染後に放流する予定です。

◆問い合わせ先 幼保学校課 ☎33-1111内線234



▲フェロシアン化鉄を利用した除染実証試験を実施したプラント

学校給食 平成23年産米の検査結果について

市内小中学校の学校給食に使用している平成23年本宮市産および大玉村産の地元産米について、昨年末までに放射性物質濃度検査をした結果は次のとおりです。

検出限界値以上の袋数	検査袋数	
9	266	玄米
0	20	白米

学校給食に使用する玄米は、その全ての玄米袋について検査し、検出限界値(10ベクレル/kg)未満の玄米のみを使用し、検出限界値以上の玄米は学校給食に使用しておりません。



▲本宮方部学校給食センターの検査の様子。玄米検査結果の最高値(セシウム)は16.11ベクレル/kgでした

◆問い合わせ先

本宮方部学校給食センター

☎33312025

ご注意ください!

今年の農作物を作るにあたって、農作物への放射性物質の付着を防ぐため、次の点に注意してください。

1 放射性物質の付着等防止について

原発事故時に使用していた「べたがけ資材等」は、野菜と直に接するため野菜に放射性物質が付着し、葉面から吸収されるおそれがありますので使用を控えてください。

2 農業用被覆資材等の取り扱いについて

原発事故時に使用していた被覆資材(ビニル・マルチ等)は放射性物質が付着しているおそれがあります。これらの資材は、新しい資材や汚染されていない資材とは別に保管してください。農業用被覆資材等の処分方法は、「野菜の廃棄方法(平成23年7月11日付け、農林水産省)」に示されており、災害廃棄物の処分方法に準拠して処分することができます。

◆問い合わせ先

農政課 ☎33-1111

内線157

水道水のモニタリング調査結果について

1月6日までの検査の結果、放射性ヨウ素、放射性セシウムは検出されていません。安心してご利用ください。

◆問い合わせ先

企業局 上下水道課

☎63-1132

